

令和8年度 入札・契約制度の改定について

令和8年6月1日(※6月1日以降に入札公告を行う案件)から次のとおり入札・契約制度を改定します。

- 1 建設工事の最低制限価格制度及び条件付契約基準価格制度の改定について
(※工事に係る変動型最低制限価格制度のみ改定。測量コンサル、その他業務委託等については、現行のままで変更ありません。)
- 2 建設工事の発注基準の改定について
- 3 建設工事共同企業体対象工事の設計金額の一部改定について

1 建設工場の最低制限価格制度及び条件付契約基準価格制度の改定について

ダンピング受注を防止し建設業全体の健全な発展を推進するため、変動型最低制限価格の算出方法及び条件付契約基準価格制度を次のとおり改定する。

(1) 最低制限価格制度の改定

(※工事に係る変動型最低制限のみ改定。測量コンサル、その他業務委託等については、現行のままで変更ありません。)

内 容	現 行	改定後
①最低制限価格の算出対象	予定価格の <u>80%以上</u> の額	予定価格の <u>85%以上</u> の額
②最低制限価格の上限	予定価格の <u>90%</u> の額	予定価格の <u>92%</u> の額
③最低制限価格の算出対象となる札が3以下となった場合の最低制限価格	予定価格の <u>75%</u> の額	予定価格の <u>80%</u> の額

最低制限価格の算出方法（改定後）

部分が改正内容①～③に該当する箇所

- (1) 予定価格を超過した札を落札外とする。
- (2) 有効札を入札価格の順に並べ、そのうち予定価格の 85%※①の額(円未満切捨)以上の札を最低制限価格の算出対象とする。
- (3) 最低制限価格算出対象の札のうち、最低価格から算出対象となる札の個数 の4/5(1未満切捨)の個数の札の平均額(円未満切捨)に95%を乗じた額(千円未満切捨)【A】を算出する。
- (4) 予定価格の 92%※②の額(千円未満切捨)【B】を算出する。
- (5) 上記により算出した【A】と【B】の額を比較し、その結果により次のとおり最低制限価格を定める。
 - ①【A】が予定価格の 92%以下 (【A】 ≤ 【B】) となった場合 …最低制限価格は、【A】
 - ②【A】が予定価格の 92%超 (【B】 < 【A】) となった場合 …最低制限価格は、【B】

※上記算出にあたり、最低制限価格の算出対象となる札が3以下となった場合は、予定価格の 80%※③の額(千円未満切捨)を最低制限価格とする。

※予定価格が10,000円未満の案件では、上記算出にあたり「千円未満切捨」とあるのを「円未満切捨」と読み替えるものとする。

※落札候補者が落札者になることができない場合においても、最低制限価格の算出にあたっては、その者の入札価格を使用する。

※(例)変動型最低制限価格算出例(現行と改定後の比較)

予定価格		10,000,000		現行		改定後	
入札者	入札価格	率	算出対象	算出対象となる札の個数の4/5	算出対象	算出対象となる札の個数の4/5	
1	A社	7,500,000	75.0%				
2	B社	7,980,000	79.8%				
3	C社	8,000,000	80.0%	○	○		
4	D社	8,330,000	83.3%	○	○		
5	E社	8,480,000	84.8%	○	○		
6	F社	8,500,000	85.0%	○	○	○	○
7	G社	8,620,000	86.2%	○	○	○	○
8	H社	8,750,000	87.5%	○	○	○	○
9	I社	8,980,000	89.8%	○	○	○	○
10	J社	9,000,000	90.0%	○	○	○	○
11	K社	9,280,000	92.8%	○	○	○	○
12	L社	9,360,000	93.6%	○	○	○	○
13	M社	9,500,000	95.0%	○	○	○	○
14	N社	9,680,000	96.8%	○		○	
15	O社	9,870,000	98.7%	○		○	
16	P社	9,900,000	99.0%	○		○	
最低価格から算出対象となる札の個数の4/5(1未満切捨)の個数の札の平均額(円未満切捨)に95%を乗じた額(千円未満切捨)				C～M社の平均額×95% =96,800,000円÷11社×95% =8,360,000円		F～M社の平均額×95% =71,990,000円÷8社×95% =8,548,000円	
最低制限価格の上限(千円未満切捨)				予定価格×90% =10,000,000円×90% =9,000,000円		予定価格×92% =10,000,000円×92% =9,200,000円	
最低制限価格				8,360,000円		8,548,000円	

(2) 条件付契約基準価格制度の改定

内 容	現 行	改定後
条件付契約基準価格	予定価格の <u>80%</u> 未満	予定価格の <u>85%</u> 未満
条件付契約基準価格未満の価格で契約する場合の主任(監理)技術者と現場代理人の兼務について	税込予定価格 <u>2,500万円</u> 以上の工事については、主任(監理)技術者と現場代理人の兼務は認めない。	税込予定価格 <u>4,500万円</u> 以上の工事については、主任(監理)技術者と現場代理人の兼務は認めない。

※条件付契約基準価格制度とは、当該基準価格未満の額で契約する場合に、「担当技術者」の配置及び契約金額の30%以上の契約保証金の納付を必要とする制度

2 格付工種の発注基準の改定について

労務費や資材単価等の高騰に伴い、格付工種の発注額基準を下記のとおり改定する。

(単位：千円)

工種	格付	現行	改定後
土木一式工事	A	<u>20,000</u> 以上～	<u>25,000</u> 以上～
	B	<u>5,000</u> 以上～ <u>60,000</u> 未満	<u>6,000</u> 以上～ <u>75,000</u> 未満
	C	2,000 超 ～ <u>20,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>25,000</u> 未満
	D	2,000 超 ～ <u>5,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>6,000</u> 未満
建築一式工事	A	<u>10,000</u> 以上～	<u>12,000</u> 以上～
	B	2,000 超～ <u>100,000</u> 未満	2,000 超～ <u>120,000</u> 未満
	C	2,000 超～ <u>10,000</u> 未満	2,000 超～ <u>12,000</u> 未満
電気工事	A	2,000 超 ～	2,000 超 ～
	B	2,000 超 ～ <u>30,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>40,000</u> 未満
	C	2,000 超 ～ <u>5,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>6,000</u> 未満
管工事	A	2,000 超 ～	2,000 超 ～
	B	2,000 超 ～ <u>30,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>40,000</u> 未満
	C	2,000 超 ～ <u>5,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>6,000</u> 未満
舗装工事	A	2,000 超 ～	2,000 超 ～
	B	2,000 超 ～ <u>5,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>6,000</u> 未満
	C	2,000 超 ～ <u>3,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>4,000</u> 未満
造園工事	A	2,000 超 ～	2,000 超 ～
	B	2,000 超 ～ <u>20,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>25,000</u> 未満
	C	2,000 超 ～ <u>5,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>6,000</u> 未満
水道施設工事	A	<u>5,000</u> 以上～	<u>6,000</u> 以上～
	B	2,000 超 ～ <u>30,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>40,000</u> 未満
	C	2,000 超 ～ <u>5,000</u> 未満	2,000 超 ～ <u>6,000</u> 未満

3 建設工事共同企業体対象工事の設計金額の一部改定について

建設工事共同企業体による施工の対象となる工事設計金額を次のとおり改定する。

工種	現行	改定後
管工事	<u>1億円</u> 以上	<u>1億5,000万円</u> 以上
電気工事	<u>1億円</u> 以上	<u>1億5,000万円</u> 以上
水道施設工事	<u>1億円</u> 以上	<u>1億5,000万円</u> 以上